

補助金交付手続に必要な書類のチェックリスト

補助金交付手続に必要な書類		主なチェック項目	確認	
事前申請時	◆事前審査申請書	○申請日は、受付窓口への持参日又は郵便等の差出し日 ○申請者印欄に押印 ○手続代行の場合は、手続代行者代表者印欄に押印		
	①事業計画書及び収支予算書	○設備の施工事業者は、県内の事業者 ○太陽光発電と同時に補助対象の蓄電池又はV2Hを設置する場合、型式を確認すること(Q&AのQ113及びQ114を参照)		
	②定形郵便封筒	○申請者又は手続代行者の宛名を記載して82円切手貼付		
設置完了後	◆交付申請兼実績報告書	○提出日は、受付窓口への持参日又は郵便等の差出し日 ○提出日は、事業完了の日(工事完了日又は建物引渡日)から起算して30日以内又は平成30年3月12日のいずれか早い期日まで ○申請者印欄に押印		
	①事業計画書及び収支予算書	○設備の施工事業者は、県内の事業者		
	②工事請負契約書の写し(又は売買契約書の写し)	○工事請負契約書に記載の工事着工(開始)日は、県から送付する「事前審査結果通知書」の日付よりも後の日付		
	③設計書又は仕様書の写し	○太陽光発電システムの場合は、太陽電池モジュールの型式、最大出力値、使用枚数等が明記されているもの		
	④設置状況を示す写真	○事業実績書に記載した補助対象設備の明瞭な写真 設置設備に型式等の表示があればその表示部分を写した写真		
		太陽光発電	太陽電池モジュールが載った屋根全体と、建物全体	
		蓄電池	設置を完了した写真と、型式等が表示されている銘板	
		V2H	太陽電池モジュールを設置した建物敷地内でV2Hを写した写真と、型式等が表示されている銘板	
		太陽熱利用給湯(分離型、一体型)	集熱ユニットが載った屋根全体と建物全体の写真と、貯湯ユニットを写した写真	
		太陽熱利用空調	集熱ユニットが載った屋根全体と建物全体と省エネ設備	
地中熱利用		施工中の写真と設置が完了した状態での写真		
ペレットストーブ		設置を完了した写真と、建物全体の写真		
家庭用燃料電池(エネファーム)	設置が完了した写真と、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型式名と製造番号が表示されている銘板			
⑤領収書及び内訳書の写し	○申請者が、補助対象経費を支払ったことが確認可能なもの			
⑥太陽光発電システムを設置した場合	○電力事業者との電力需給契約書の写し 申請期限までに入手できない場合は、電力契約を証明する書類の写し(「系統連系に係る接続契約のご案内」又は「契約申込書の写し」)を添付し申請することができる。但し、電力需給契約書の写しを入手後速やかに提出すること。 ○パワーコンディショナの型式名と製造番号が確認できる書類 型式名及び製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書の写し、検査成績証の写しのいずれかを提出(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)			
⑦補助対象設備の引渡書	○引渡書は施工業者から発注者に発行されたもので任意の様式で可。また、工事完了報告書や電力事業者との電力需給契約書の写し等で代用することも可。			
⑧補助金支払請求書	○申請者印欄に押印 ○「振込先」は、申請者の銀行口座について記入(県から手続代行者の銀行口座には振り込むことはないこと)			
⑨納税証明書(滞納のないことの証明、完納証明等)	○全ての県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないこと(県税事務所と市町役場の2か所で取得してください。) ○発行後3か月以内の原本であること ○住宅用太陽光発電システム整備資金融資制度を利用し、原本を提出済の場合、写しを添付することで支障ありません。			
⑩定形郵便封筒	○申請者又は手続代行者の宛名を記載して82円切手貼付			

※チェックリストは、申請ごとに必要書類が揃っているか、確認欄にチェックを入れ、各申請時に必要書類として提出してください。

※提出先：公益財団法人山口県予防保健協会（山口県地球温暖化防止活動推進センター）

〒753-0814 山口県山口市吉敷下東1丁目5番1号 (TEL)083-933-0018 (FAX)083-924-9458